

「大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」 に関する公表項目について（要綱）

1. 目的

この要綱は、大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大阪市条例第16号。以下「公表条例」と言う。）第8条に基づき、公表を行う項目について定めることを目的とする。

2. 公表する項目

公表条例第6条に定める、各任命権者の報告を取りまとめ、公表する項目については下記のとおりとする。

（人事行政の運営の状況）

1 職員の任免及び職員数の状況

- (1) 職員数
- (2) 採用者数
- (3) 退職者数
- (4) 「市政改革プラン」に基づく定員管理の取組
- (5) 「市政改革プラン」に基づく職員数の推移
- (6) 再任用職員数（短時間勤務）

2 職員の人事評価の状況

3 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況
- (4) 職員の主な学歴別の初任給の状況
- (5) 級別の職員数等の状況
- (6) 職員の学歴別・経験年数別の給料月額の状況
- (7) 期末・勤勉手当の状況
- (8) 諸手当の状況
- (9) 退職手当の状況
- (10) 特別職の給料等の状況

4 職員の勤務時間及び休暇

5 職員の休業の状況

6 職員の分限及び懲戒

- (1) 分限处分件数
- (2) 懲戒处分件数

7 職員の服務

8 職員の退職管理の状況

9 職員の研修制度

10 職員の福利厚生

(1) 職員の福利厚生事業の実施状況

- ア 主な事業について
- イ 事業経費について

(2) 共済組合事業の実施状況

- ア 長期給付事業
- イ 短期給付事業
- ウ 福祉事業

(3) 互助会事業の実施状況

(人事委員会の業務の状況)

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

(2) 採用選考・昇任選考等

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与勧告制度について

(2) 本年の給与勧告について

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

3. その他

その他必要な事項は、総務局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。